

第1章 計画策定について

【計画策定の基本的な考え方】

○平成26年4月に改正した「大阪府消費者保護条例」に基づき、消費者施策を計画的に推進するための基本計画と「消費者教育推進法」に基づく大阪府消費者教育推進計画を一体的に策定

【計画の期間】

○平成27年度から31年度までの5年間（※社会経済環境の変化に対応）

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

- 消費者を取り巻く環境の変化
- 府における消費者行政の課題と対応の方向性
- 府における消費者相談等の状況

第3章 消費者施策の基本的な考え方・理念

◇めざすべき姿 ◇府民の安心・安全な消費生活の実現、「消費者市民社会の構築」

第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の方向

基本目標Ⅰ 消費者の安全・安心の確保

- 1 商品・役務の安全性の確保
- 2 消費者取引の適正化
- 3 消費者への情報提供
- 4 個人情報の保護
- 5 物価安定対策

基本目標Ⅱ 消費者の自立への支援

- 1 高度情報通信社会への対応
- 2 環境に配慮した消費生活の推進
- 3 高齢者・障がい者、若者等への支援

基本目標Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

- 1 消費者教育の推進の考え方
- 2 消費者教育の推進の基本的な方向
- 3 消費者教育の推進の内容

基本目標Ⅳ どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり

- 1 府の消費生活相談体制の充実・強化
- 2 市町村相談体制への支援
- 3 消費者問題の早期解決支援

第5章 関係機関、団体との連携強化等

- 国・他都道府県・市町村、消費者団体、事業者団体、弁護士会等との連携等
- 関係者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 知事を本部長とし全部局長等で構成する「大阪府消費者行政推進本部会議」を運営
- 国、市町村等との連携
- 計画の進捗状況等を毎年度検証し、結果を消費者保護審議会に報告並びに公表

第1章 計画の基本的な考え方

【計画改定の趣旨・性格】～第1期計画期間終了による策定

○「大阪府消費者保護条例」に基づく消費者施策を計画的に推進するための基本計画及び「消費者教育推進法」に基づく大阪府消費者教育推進計画を一体的に策定

【計画の期間】

○2020年度から2024年度までの5年間（※社会経済環境の変化に対応）

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

- 消費者を取り巻く環境の変化
- 第1期計画期間中における取組と今後の課題
- 府における消費者相談等の状況

第3章 消費者施策の基本的な考え方・理念

◇めざすべき姿 ◇府民の安心・安全な消費生活の実現、「消費者市民社会の構築」

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 消費者の安全・安心の確保

- 1 商品・役務の安全性の確保
- 2 消費者取引の適正化
- 3 消費者への情報提供
- 4 個人情報の保護
- 5 物価安定対策と適正な税の転嫁

基本目標Ⅱ 消費者の自立への支援

- 1 高度情報通信社会への対応
- 2 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進
- 3 高齢者・障がい者、若年者等への支援

基本目標Ⅲ 消費者教育の推進

- 1 消費者教育推進の基本的な方向
- 2 ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進
- 3 消費者教育の担い手の育成と活用

基本目標Ⅳ 消費生活相談体制の充実

- 1 府の消費生活相談体制の充実・強化
- 2 市町村相談体制への支援
- 3 消費者問題の早期解決支援

第5章 計画の推進方策と進行管理

- 知事を本部長とし全部局長等で構成する「大阪府消費者行政推進本部会議」を運営
- 計画を推進するため、国・他都道府県・市町村、消費者団体、事業者団体、弁護士会等との連携強化
- 関係者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保
- 計画の進捗状況等を毎年度検証し、結果を消費者保護審議会及び消費者教育推進地域協議会に報告並びに公表